

深谷市レベル4モビリティ・地域コミッティ設置要綱

(目的)

第1条 深谷市レベル4モビリティ・地域コミッティ（以下「地域コミッティ」という。）は、地方公共団体、関係行政機関、事業者による綿密な連携体制の下、レベル4自動運転移動サービスの関係許認可取得に向けた課題等について協議を行う場として設置し、地域の受容性醸成を図りつつ関係許認可手続等の透明性・公平性を確保することで、地域のレベル4自動運転移動サービスの実現を加速することを目的とする。

(情報共有及び協議事項)

第2条 地域コミッティは、次に掲げる事項に関する情報を共有し、協議するものとする。

- (1) 地域公共交通サービスとしてのレベル4自動運転移動サービスの将来構想
- (2) レベル4自動運転移動サービスの実現に向けた実証及び社会実装の進捗状況
- (3) レベル4自動運転移動サービスの実現に向けた課題及び対策
- (4) 前各号に掲げるもののほか、レベル4自動運転移動サービスの実現に必要な事項

(構成員)

第3条 地域コミッティは、次に掲げる者を構成員とする。

- (1) 深谷市長又はその指名する者

- (2) 関東運輸局長又はその指名する者
- (3) 関東地方整備局長又はその指名する者
- (4) 関東経済産業局長又はその指名する者
- (5) 関東総合通信局長又はその指名する者
- (6) 埼玉県警察本部長又はその指名する者
- (7) 自動運転による移動サービスの運行主体
- (8) 自動運転の実現に係る事業者又は団体
- (9) 学識経験者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、地域委員会が必要と認める者

(運営体制)

第4条 地域委員会の代表は、前条第1号に掲げる者とし、地域委員会の会議等を総括する。

- 2 会議等資料準備、議事録作成、会議結果報告等地域委員会運営の事務は、深谷市都市整備部都市計画課が事務局として処理する。

(実施事項)

第5条 地域委員会は、自動運転移動サービス実現のための情報共有及び協議の促進を図るため、半期に一回を目処に実施するものとする。ただし、代表が必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 会議の議題が情報共有のみの場合であり協議事項がない場合や、当初計画に対し重要な変更を伴わない事項である場合は、書面決議等ができるものとする。
- 3 事務局は、会議の結果報告を取りまとめ、関東運輸局長又

はその指名する者に提出する。

(地域公共交通計画等との調和)

第6条 地域コミッティの協議は、深谷市地域公共交通計画の内容と調和が図られるよう配慮するものとする。

2 レベル4自動運転移動サービスが、持続的な地域公共交通サービスとして運行する場合は、その旨を深谷市地域公共交通計画に定めることとする。

(地域コミッティの解散)

第7条 深谷市においてレベル4自動運転移動サービスが実装され、持続的な地域公共交通サービスとして地域に定着するなどにより、構成員等が地域コミッティの実施を不要と判断する場合は、構成員の合意を経て地域コミッティを解散することとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地域コミッティの運営に関し必要な事項は、代表が会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月3日から施行する。